

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成21年8月11日

久慈地方振興局長 東大野 潤 一

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社黒沢治助商店
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース久慈・川崎町店 久慈市川崎町67番1ほか
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 平成21年8月30日
- (5) 変更の理由 駐車場の一部を拡張するため

2 届出年月日 平成21年7月27日

3 縦覧場所 久慈地方振興局企画総務部及び久慈市役所